

再発防止処分請求①

「Aleph」について、団体報告の一部不報告に基づき、再発防止処分を請求

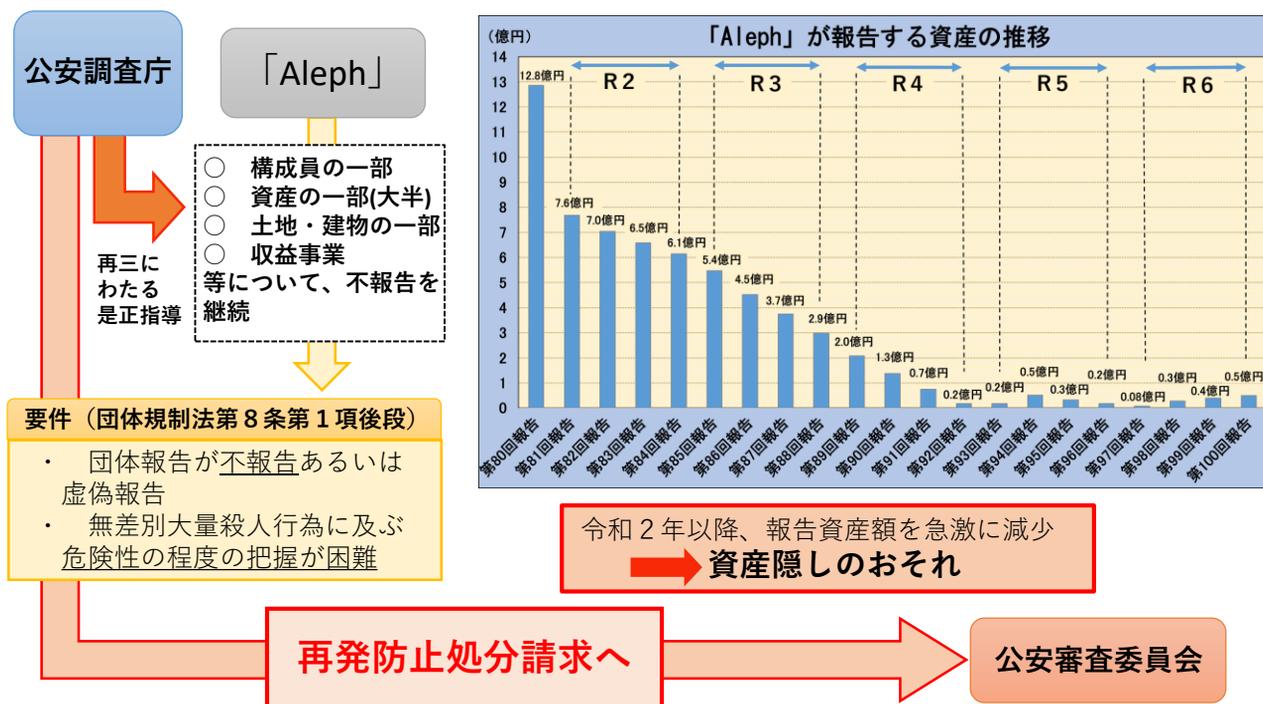
「Aleph」の一部不報告について

団体の報告義務（団体規制法第5条第5項・第3項）

下記要報告事項を3か月ごとに公安調査庁長官に提出



再発防止処分請求について



再発防止処分（団体規制法第8条第2項）

〔処分内容〕

- ・ 「Aleph」が所有又は管理する特定の土地又は建物（専ら居住の用に供しているものを除く。）の全部又は一部の使用を禁止する処分
 - 全部禁止：4施設
 - 一部禁止：12施設
- ・ 施設内の収益事業の事業所（作業場所、事務所、道場等）等の使用禁止
- ・ 金品その他の財産上の利益の贈与を受けることを禁止する処分
 - 布施等の受領の禁止

〔処分期間〕

6か月間

※現在4度目の再発防止処分期間中（令和6年9月21日～令和7年3月20日）